

議案第 4 号関係

地方税の徴収猶予の特例に伴う地方債の創設

1 地方税の徴収猶予の特例

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、4月20日変更閣議決定）を受けて、収入が大幅に減少（一定の期間（1か月以上）において前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられた。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

2 地方債の創設

- 上記の徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、地方公共団体に一時的な減収が生じるため、当該減収額を補うことを目的とした地方債が創設された。

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年4月30日公布）により改正された地方財政法附則第33条の5の12により実施。

<地方債の概要>

- ・ 起債対象額：地方税の徴収猶予の特例に基づく年度を超えた徴収猶予額
- ・ 起債年度：令和2年度及び令和3年度
 - ※ 令和3年度が含まれるのは、令和2年12月及び令和3年1月を納期限とする地方消費税等が令和3年度の地方公共団体の歳入にも組み込まれるため。
- ・ 償還期限：1年以内
- ・ 資金：財政融資資金又は民間等資金
- ・ 充当率：100%

【参考】関連法規（抜粋）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

附則第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症（中略）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実（中略）がある場合において、これらの者が特定日（中略）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（中略）の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（中略）に基づき、その納期限から一年以内の期間（中略）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。（以下、略）

2～6 （略）

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

（地方税法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）

附則第三十三条の五の十二 地方公共団体は、令和二年度及び令和三年度に限り、地方税法附則第五十九条第一項（中略）の規定による徴収の猶予をする場合（中略）には、地方公共団体のこれらによる減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。